

# 令和元年石巻市議会第3回定例会提出議案一覧

## 1 決算認定（2件）

- （1）認定第1号 平成30年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算認定について
- （2）認定第2号 平成30年度石巻市病院事業会計決算認定について

## 2 平成30年度普通会計の指数等状況

## 3 平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

## 4 条例議案（15件）

### （1）第137号議案 石巻市複合文化施設条例

<制定理由>

芸術文化の振興等による市民の生活の向上、文化芸術等の資料収集・展示による市民の教養の向上により、本市の文化芸術の発展に寄与することを目的とした「石巻市複合文化施設」を令和3年3月に供用開始する予定となり、その準備行為を開始することから本条例を制定するもの。

<制定内容>

第1章「総則」において、設置、構成、第2章「石巻市芸術文化センター」において、開館時間及び休館日、事業、職員、利用の許可、許可の制限、目的外利用等の禁止、特別設備等の設置、許可の取消し等、原状回復、使用料等、使用料等の減免、使用料等の不還付、第3章「石巻市博物館」において、開館時間及び休館日、事業、職員、観覧料、観覧料の減免、観覧料の不還付、第4章「雑則」において、入場の制限、賠償責任、指定管理者による管理、委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日、準備行為を規定するもの。

<規則で定める日から施行。ただし、準備行為の規定は公布の日から施行>

- (2) 第138号議案 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (3) 第139号議案 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- (4) 第140号議案 石巻市会計年度任用職員制度移行に伴う関係条例の整備に関する条例

<制定・改正理由>

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、臨時・非常勤職員の任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が実施されることから、条例の制定及び関係条例の一部を改正するもの。

<制定・改正内容>

**(石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例)**

地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用されたフルタイム会計年度任用職員についての趣旨、給与の種類、給料、給料表、職務の級及び号給の基準、給料の支給、地域手当、通勤手当、給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、勤務1時間当たりの給与額の算出、宿日直手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、期末手当、退職者の給与、給与からの控除、給与の口座振替、委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日及び期末手当に関する経過措置を規定するもの。

**(石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例)**

地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用されたパートタイム会計年度任用職員についての趣旨、報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、初任給調整報酬、期末手当、報酬の支給方法等、勤務1時間当たりの報酬額の算出、報酬の減額、報酬からの控除、通勤に係る費用の弁償、出張に係る費用の弁償、報酬及び費用弁償の特例、退職者の報酬、委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日及び期末手当に関する経過措置を規定するもの。

**(石巻市会計年度任用職員制度移行に伴う関係条例の整備に関する条例)**

○第1条 石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

第3条第4項

退職の効果において、会計年度任用職員の分限による退職期間について新たに規定するもの。

○第2条 石巻市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

第3条

減給の効果において、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について新たに規定するもの。

○第3条 石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

第7条第2項及び第17条

育児休業をしている職員の期末手当等の支給及び部分休業をすることができない職員において、地方公務員法の改正に伴い文言の整理を行うもの。

第8条

育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整において、会計年度任用職員は除かれることについて、文言を追加するもの。

○第4条 石巻市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正

第2条第2項第3号

職員の派遣において、引用条項を改めるもの。

○第5条 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

第1条及び第2条

趣旨及び条例の適用範囲において、引用条項の改め及び文言の整理を行うもの。

第5条及び第6条

非常勤の嘱託員の報酬及び非常勤の嘱託員等の費用弁償において、「嘱託員」を「職員」に改めるもの。

○第6条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第35条

臨時又は非常勤職員の給与において、「臨時又は非常勤職員」、「賃金又は報酬」を「臨時的任用職員」、「給与」に改め、第3項として、常勤を要しない職員の給与は別に定める旨の規定を追加するもの。

○第7条 石巻市職員等の旅費に関する条例の一部改正

第2条第4項

定義において、フルタイム会計年度任用職員を支給対象とするため、新たに規定するもの。

○第8条 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

第3条

任命権者の報告事項において、公表から除かれる職員にフルタイム会計年度任用職員は含まれない旨を条文に追加するもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年4月1日から施行>

(5) 第141号議案 石巻市支所設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市蛇田支所について、石巻市蛇田公民館との複合施設として移転新築整備を進めているが、令和2年1月14日より供用を開始することから、同支所の位置の変更を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第3条の表

「石巻市蛇田支所」の位置について、次のとおり改めるもの。

改 正
石巻市 <u>恵み野二丁目11番地1</u>
現 行
石巻市 <u>蛇田字上中塚99番地3</u>

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年1月14日から施行>

(6) 第142号議案 石巻市行政委員設置条例の一部を改正する条例

(7) 第151号議案 石巻市消防団条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

(石巻市行政委員設置条例の一部を改正する条例)

第6条

欠格事項において、「成年被後見人又は被保佐人」の文言を削り、条文を改めるもの。

第7条

第6条の改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

(石巻市消防団条例の一部を改正する条例)

第6条

欠格条項において、第1号の「成年被後見人又は被保佐人」を削るほか、条文の規定を整理するもの。

第7条

第6条の改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<令和元年12月14日から施行>

(8) 第143号議案 石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日に、8%から10%に引き上げられることに伴い、行政財産の使用につき徴収する使用料の金額の範囲について、適正な転嫁を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条第1項第1号

建物（居住用以外）に係る使用料について、次のとおり8%から10%により計算したものに改めるもの。

区分	改正後	現行
土地及び居住用住居に係る使用料【非課税】	※現行と同様	当該不動産の時価の100分の3以上100分の10以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額
建物（居住用以外）に係る使用料【課税】	当該不動産の時価の <u>100分の3.3</u> 以上100分の <u>11</u> 以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額	当該不動産の時価の <u>100分の3.24</u> 以上100分の <u>10.8</u> 以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和元年10月1日から施行。ただし、改正後の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた行政財産の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた行政財産の使用料については、なお従前の例による。>

(9) 第144号議案 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布され、幼児教育・保育の無償化が同年10月1日から施行されるほか、東日本大震災により被災された生徒の石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金について、引き続き被災した生徒の就学の機会を確保するため、来年度においても免除することができるよう、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第1条

本条例に幼稚園の預かり保育料を規定するため、文言を加えるもの。

第4条

幼稚園を利用する3歳から5歳の全ての園児の利用料の無償化に伴い、保育料を無料に改めるほか、預かり保育料の額及び保育の必要性の認定を受けた園児についての預かり保育料の無償化を新たに規定するもの。

第5条、第6条、第7条及び第8条

無償化に伴い、保育料の徴収等に関する項目を削るほか、保育の必要性の認定を受けられない園児の預かり保育料の徴収等に関して規定するため、条文を整理するもの。

附則第4項

市立高等学校の令和2年度分の入学者選抜手数料及び入学金を免除できるよう、適用する年度を改めるもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

＜令和元年10月1日から施行。ただし改正後の規定は令和元年10月1日以後の保育料について適用し、令和元年9月30日までの保育料については、なお従前の例による。＞

**(10) 第145号議案 石巻市公民館条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

石巻市蛇田公民館について、石巻市蛇田支所との複合施設として移転新築整備を進めているが、令和2年1月14日に供用を開始することから、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第3条の表

「石巻市蛇田公民館」の位置について、次のとおり改めるもの。

改正
石巻市 <u>恵み野二丁目11番地1</u>
現行
石巻市蛇田字上中塚26番地

別表第1

使用料の表中、蛇田公民館の部において、各室使用料を改めるほか、冷暖房の項において、蛇田公民館各室の冷暖房設備器具使用料を改めるもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

＜令和2年1月14日から施行。ただし、改正後の別表第1の使用料の表の規定は、施行の日以後の許可に基づき徴収すべき使用料について適用し、同日前の許可等に基づき徴収すべき使用料については、なお従前の例による。＞

(11) 第146号議案 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布され、幼児教育・保育の無償化が同年10月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

第2条、第3条、第5条から第11条、第14条、第16条から第21条、第24条から第28条、第30条、第32条、第34条から第41条、第43条、第46条、第47条、第49条から第52条、附則第2条及び附則第4条

法改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、子育てのための教育・保育給付に関わるものとの区別のため、「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子ども」等の用語が「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改められたことから、関係する条文において、法改正に伴う文言や引用条項等の整理を行うもの。

第13条

利用者負担額等の受領において、幼児教育・保育の無償化に伴う特定教育・保育に係る利用者負担額の支払い、食事の提供に要する費用の取扱いについて条文を整理するほか、子育てのための施設等利用給付の創設に伴う文言等の整理を行うもの。

第42条

特定教育・保育施設等との連携において、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保義務の緩和及び満3歳以上の幼児に係る保育所型事業所内保育事業者の連携施設の免除に係る要件についての条項を追加するほか、子育てのための施設等利用給付の創設に伴う文言等の整理を行うもの。

○第2条 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の一部改正

別表第1

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもに係る利用料の無償化に伴い、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る保育料について無償とするため、表を改めるもの。

別表第3

法改正により、保育料から保育の実施に係る食事の提供に要する費用が切り離され、実費負担となることから、一時預かり料から食事の提供に要する費用相当額を減額するため、表を改めるもの。

○附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

＜令和元年10月1日から施行。ただし、改正後の条例の規定は、令和元年10月1日以後の保育料及び一時預かり料について適用し、令和元年9月30日までの保育料及び一時預かり料については、なお従前の例による。＞

**【参考】子ども・子育て支援法における幼児教育・保育の無償化の対象者・対象範囲等**

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

(金額は上限額)

区 分	0歳～2歳	3歳～5歳	
	保育の必要性あり 住民税非課税世帯	保育の必要性あり	保育の必要性なし
・市立幼稚園	該当なし	無償	無償
・私立幼稚園	該当なし	月額 25,700 円まで	月額 25,700 円まで
・幼稚園の預かり保育	該当なし	月額 11,300 円まで	該当なし
・認可保育所	無償	無償	該当なし
・認定こども園	無償	無償	無償 (預かり保育は対象外)
・地域型保育事業	無償	無償	該当なし
・認可外保育施設 ・病児保育事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート ・センター事業	月額 42,000 円まで	月額 37,000 円まで	該当なし

・幼稚園、認可保育所、認定こども園の給食費について

3～5歳児：年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童は、給食費のうち副食費分が免除

0～2歳児：保育料に含まれる

2 就学前の障害児の発達支援

・就学前の障害児（3～5歳児）の発達支援（児童発達支援事業所）の利用料を無償化

(12) 第147号議案 石巻市印鑑条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が令和元年4月17日に公布され、同年11月5日から施行されることに伴う改正のほか、性的マイノリティの方の理解と人権に配慮するため、印鑑登録の登録事項及び印鑑登録証明書への性別表記の廃止を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市印鑑条例の一部改正

第2条、第6条及び第15条

印鑑登録の資格、印鑑の登録及び印鑑登録証明書において、国の「印鑑登録証明事務処理要領」と整合性を図るため、文言の整理を行うもの。

第5条

登録印鑑の制限において、外国人住民の印鑑登録における通称の記載に係る引用条項を改めるほか、文言の整理を行うもの。

○第2条 石巻市印鑑条例の一部改正

第5条、第6条第1項第4号、第13条及び第15条第1項第1号

住民票及びマイナンバーカード等に本人から「旧氏」を併記する届出がされている場合、記載されている「旧氏」での印鑑登録が可能となったため、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の氏名欄に「旧氏」併記するため条文等を改めるもの。

第6条第1項第6号、第15条第1項第3号

印鑑の登録及び印鑑登録証明書において、「男女の別」を規定する各号を削るもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<第1条の規定は令和元年11月5日から、第2条の規定は令和2年2月1日から施行>

(13) 第148号議案 石巻市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

<改正理由>

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日に、8%から10%に引き上げられるとともに、軽減税率が導入されることに伴い、受益者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表

市場施設の使用料について、次のとおり算出方法を内税計算から外税計算に改めるもの。

区分	改正	現行
卸売場使用料 石巻売場 牡鹿売場	卸売金額（消費税及び地方消費税額を除く。）の1,000分の5に <u>1.1</u> を乗じた額	卸売金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の1,000分の5

附則

施行期日を規定するもの。

<令和元年10月1日から施行>

(14) 第149号議案 石巻市下水道条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年10月1日に、8%から10%に引き上げられることに伴い、一定期間ごとの検針により使用料を把握し料金を確定する下水道使用料、浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料及び漁業集落排水処理施設使用料の料金算定期間に消費税8%の期間と消費税10%の両方の期間が存在する場合は、旧税率の8%が経過措置として適用されるため、関係する条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市下水道条例の一部改正

附則第4項及び第5項

旧税率を適用する経過措置を新たに規定するもの。

○第2条 石巻市浄化槽事業条例の一部改正

附則第4項及び第5項

旧税率を適用する経過措置を新たに規定するもの。

○第3条 石巻市農業集落排水処理施設条例の一部改正

附則第4項及び第5項

旧税率を適用する経過措置を新たに規定するもの。

○第4条 石巻市漁業集落排水処理施設条例の一部改正

附則第4項及び第5項

旧税率を適用する経過措置を新たに規定するもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<令和元年10月1日から施行>

(15) 第150号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

特に高齢化が進んでいる半島沿岸部において、過疎地域に指定されている河北地区、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区では入居要件を緩和し60歳以下の単身入居を認めているが、同様の住環境にある荻浜地区についても、市内の他の過疎地域と同様に単身者の入居要件を緩和し空き家の解消及び地域の活性化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

附則第9項

単身者の入居要件を緩和する地域に「市長が規則で定める地域」を加えるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<令和元年10月1日から施行>

5 予算議案（9件）

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 第152号議案 | 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第3号）         |
| (2) 第153号議案 | 令和元年度石巻市下水道事業特別会計補正予算（第1号）    |
| (3) 第154号議案 | 令和元年度石巻市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| (4) 第155号議案 | 令和元年度石巻市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）  |
| (5) 第156号議案 | 令和元年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第1号）  |
| (6) 第157号議案 | 令和元年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| (7) 第158号議案 | 令和元年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| (8) 第159号議案 | 令和元年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）   |
| (9) 第160号議案 | 令和元年度石巻市病院事業会計補正予算（第2号）       |

## 6 条例外議案（29件）

### （1）第161号議案 財産の取得について （食器洗浄機）

<内 容>

経年により劣化した、河北学校給食センターの食器洗浄機を更新のため取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・取得財産 食器洗浄機
- ・納入場所 石巻市相野谷字今泉前28番地1（河北学校給食センター）
- ・数量 1台
- ・取得方法 指名競争入札
- ・取得価格 金54,230,000円
- ・取得の相手方 仙台市宮城野区扇町七丁目2番23号  
日本調理機株式会社東北支店  
支店長 八 島 博 久

### （2）第162号議案 財産の処分について

<内 容>

応急仮設住宅の集約に伴い、分譲を一部再開した石巻トゥモロービジネスタウンの土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・種 類 土地
- ・地 目 宅地
- ・所 在 地 石巻トゥモロービジネスタウン内  
石巻市開成1番42
- ・面 積 8,654.74平方メートル
- ・売払価格 金87,412,874円
- ・処 分 先 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2  
みやぎ生活協同組合  
代表理事 宮 本 弘

**(3) 第163号議案 工事請負の契約締結について  
(針岡地区排水施設整備工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市針岡字浦ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金259,160,000円
- ・契約の相手方 石巻市馬鞍字間々合54番地1  
ヤマヨシ高橋組株式会社  
代表取締役 高 橋 吉 一

**(4) 第164号議案 工事請負の契約締結について  
(稲井小学校校舎老朽化対策工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市真野字八の坪116番地1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金159,203,000円
- ・契約の相手方 石巻市南光町一丁目4番20号  
菱中建設株式会社石巻支店  
執行役員支店長 加 藤 恭 裕

**(5) 第165号議案 工事請負の契約締結について  
(鹿妻小学校校舎老朽化対策工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市鹿妻北二丁目2番1号
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金224,730,000円
- ・契約の相手方 石巻市南光町二丁目2番11号  
日本製紙石巻テクノ株式会社  
代表取締役社長 向 井 継 男

**(6) 第166号議案 工事請負の契約締結について**  
**(河南西中学校水泳プール建設工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北村字小崎一37番地2
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金188,100,000円
- ・契約の相手方 石巻市鹿又字八幡下84番地  
株式会社角張工務店  
代表取締役 角 張 守

**(7) 第167号議案 工事請負の契約締結について**  
**(北上中学校校舎老朽化対策工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字小田93番地1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金177,567,500円
- ・契約の相手方 石巻市大街道東一丁目4番18号  
株式会社ジュウハン  
代表取締役 高 橋 敏 文

**(8) 第168号議案 工事請負の契約締結について**  
**(新明治橋橋梁災害復旧（その2）工事)**

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大瓜字鷺ノ巣ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金679,250,000円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区春日町10番12号  
矢田工業株式会社仙台支店  
支店長 下 澤 準 治

(9) 第169号議案 工事請負の契約締結について  
(釣石橋橋梁災害復旧(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町十三浜字菖蒲田地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金134,225,300円
- ・契約の相手方 仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13番地の5  
ライブディック株式会社  
代表取締役 古 屋 靖 公

(10) 第170号議案 工事請負の契約締結について  
(尾の崎海岸線道路災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市尾崎字名越山ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金259,924,500円
- ・契約の相手方 石巻市桃生町給人町字東町91番地3  
株式会社東北建設  
代表取締役 沓 掛 吉 徳

(11) 第171号議案 工事請負の契約締結について  
(本地橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市北上町橋浦字上大須地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金626,340,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道西二丁目1番98号  
株式会社倉元建設東北本部  
本部長 倉 元 孝 輔

(12) 第172号議案 工事請負の契約締結について  
(雄勝総合支所・雄勝公民館複合施設災害復旧建設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番42ほか1か所
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金875,600,000円
- ・契約の相手方 青木あすなろ・豊和建设特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市太白区長町三丁目7番13号  
青木あすなろ建設株式会社東北支店  
支店長 沖 二郎

(13) 第173号議案 工事請負の契約締結について  
(雄勝総合支所・雄勝公民館複合施設災害復旧電気設備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝12番42ほか1か所
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金151,690,000円
- ・契約の相手方 石巻市南光町二丁目2番11号  
日本製紙石巻テクノ株式会社  
代表取締役社長 向 井 継 男

(14) 第174号議案 工事請負契約の一部変更について  
( (仮称) ささえあいセンター建設工事)

<内 容>

- ・請負者 青木あすなろ・豊和建设特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市太白区長町三丁目7番13号  
青木あすなろ建設株式会社東北支店  
支店長 沖 二郎
- ・契約金額 変更前 金1,640,628,000円  
変更後 金1,679,668,100円

(15) 第175号議案 工事請負契約の一部変更について  
(大原川さけ人工ふ化場整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金239,004,000円  
変更後 金261,730,000円

(16) 第176号議案 工事請負契約の一部変更について  
(流留真野沢田線道路改良(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市門脇字捨喰31番地の1  
大正建設株式会社  
代表取締役 大槻 正 治
- ・契約金額 変更前 金235,237,932円  
変更後 金312,822,000円

(17) 第177号議案 工事請負契約の一部変更について  
(石巻市立北上小学校移転新築機械設備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大橋二丁目1番地の1  
株式会社晃和工業  
代表取締役 千葉 政 武
- ・契約金額 変更前 金220,860,000円  
変更後 金240,545,600円

(18) 第178号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災長面漁港災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 東北・ケーユーケー復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市桃生町給人町字東町91番地3  
株式会社東北建設  
代表取締役 沓掛吉徳
- ・契約金額 変更前 金240,651,000円  
変更後 金258,637,100円

(19) 第179号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その3)工事)

<内 容>

- ・請負者 本間組・若生工業・武山興業特定建設工事共同企業体  
代表者  
仙台市青葉区本町一丁目11番1号  
株式会社本間組東北支店  
執行役員支店長 江端 東
- ・契約金額 変更前 金4,747,782,600円  
変更後 金4,810,462,800円

(20) 第180号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災名振漁港海岸保全施設災害復旧ほか整備工事)

<内 容>

- ・請負者 若築建設・津田海運・宝栄建設特定建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市三ツ股二丁目6番60号  
若築建設株式会社石巻営業所  
所長 後藤俊明
- ・契約金額 変更前 金3,623,986,440円  
変更後 金3,656,969,940円

(21) 第181号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災船越漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市門脇字元明神10番地  
重吉興業株式会社  
代表取締役 山内 ひろみ
- ・契約金額 変更前 金337,981,680円  
変更後 金323,224,560円

(22) 第182号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災小淵漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新田 秀悦
- ・契約金額 変更前 金1,364,446,080円  
変更後 金1,511,421,480円

(23) 第183号議案 工事請負契約の一部変更について  
(23年災小網倉漁港ほか災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 丸本組・西村組復旧・復興建設工事共同企業体  
代表者  
石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐藤 昌良
- ・契約金額 変更前 金1,485,905,040円  
変更後 金1,891,915,040円

(24) 第184号議案 工事請負契約の一部変更について  
(蛇田排水ポンプ場建設その2工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市三ツ股四丁目3番1号  
株式会社グリーンシェルター石巻支店  
支店長 黒川 裕久
- ・契約金額 変更前 金917,384,400円  
変更後 金1,102,886,280円

(25) 第185号議案 訴えの提起について

(26) 第186号議案 訴えの提起について

<内 容>

石巻南浜津波復興祈念公園事業用地である、石巻市南浜町三丁目13番18ほか9筆の土地及び石巻市南浜町四丁目2番5の土地について、土地の相続人と用地交渉を進めているが、契約の締結に応じず、又は事理弁識能力に欠いている疑いがあり、成年後見人も選任されていない相続人がいるため、土地収用法に基づく収用裁決においても用地取得が困難な状況にあることから、当該持分を有するほかの共有者を被告として全面的価格賠償の判決を求める共有物分割請求訴訟を仙台地方裁判所石巻支部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○訴えの要旨

**第185号議案**

共有物分割請求の対象となる石巻市南浜町三丁目13番18ほか9筆の各土地は、東日本大震災前は、石巻市の市道として管理されていた土地であるが、不動産登記簿上は15名の共有名義であった。

本件土地の登記名義人15名は亡くなっており、その相続人は買取開始時点において合計245名であり、そのうち237名分の持分については、本市が持分を買い取る契約を締結する等により、その持分合計24,300分の23,584を取得済み又は取得予定であるが、残る8名については、契約の締結に応じず、又は事理弁識能力に欠いている疑いがあるが、成年後見人が選任されていないため、本市は契約によりその持分を買い取ることが出来ない状況にある。

本市が本件土地の残る部分24,300分の716を取得するためには、当該持分を有する者を被告として共有物分割請求訴訟を提起し、判決を得る方法が適切であると判断されることから、同訴訟を提起するもの。

## 第186号議案

共有物分割請求の対象となる石巻市南浜町四丁目2番5の土地は、東日本大震災前は登記名義人3名がそれぞれ持分3分の1を保有する共有道路地であった。

本件土地の登記名義人3名のうち1名は亡くなっており、本市は存命の登記名義人2名から本市が持分を買い取る契約を締結し、その持分合計3分の2を取得済みであるが、亡くなった登記名義人の法定相続人5名については、契約の締結に応じず、又は事理弁識能力に欠いている疑いがあるが、成年後見人が選任されていないため、本市は契約によりその持分を買い取ることが出来ない状況にある。

本市が本件土地の残る部分3分の1を取得するためには、当該持分を有する者を被告として共有物分割請求訴訟を提起し、判決を得る方法が適切であると判断されることから、同訴訟を提起するもの。

### ○訴訟遂行上の方針

- (1) 訴訟において本市の請求が認容されないときは、上訴するものとする。
- (2) 本件訴訟について、被告らの責めに帰すべき事由は何ら認められず、本件訴訟費用を被告らに負担させることは妥当ではないため、本件訴訟の判決内容にかかわらず、訴訟費用は本市の負担とする判決を求める。
- (3) 議決後、本市が本件土地の共有者の一部から共有部分を取得した場合その他本件土地の共有者に変動が生じ、それに伴い、訴えの相手方を変更する必要がある場合、変動後の共有者を訴えの相手方とする。

## (27) 第187号議案 字の区域を新たに画することについて

### <内 容>

石巻市北村地区で施行された、県営ほ場整備事業青木川地区の工事完了に伴い、事業区域内の石巻市北村字朝日ほか12の字の全部及び一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて、北村字新大番所、北村字青木の字の区域を新たに画することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

## (28) 第188号議案 市道路線の認定について

## (29) 第189号議案 市道路線の廃止について

### <内 容>

#### 市道路線の認定及び廃止の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	被災市街地復興土地区画整理事業によるもの	3路線	70.00
	民間の開発行為によるもの	2路線	318.93
	計	5路線	388.93
廃止	県の事業によるもの	2路線	△130.99
	計	2路線	△130.99

# 令和元年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

## 1 条例外議案（2件）

- (1) 第190号議案 工事請負の契約締結について  
(23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧（その2）工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町明神字明神地内
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 金1,280,178,900円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐藤昌良

- (2) 第191号議案 工事請負の契約締結について  
(真野大橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市真野字新殿田ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金937,438,700円
- ・契約の相手方 仙台市泉区南光台東一丁目31-8  
株式会社石原組東北支店  
支店長 安住元邦